

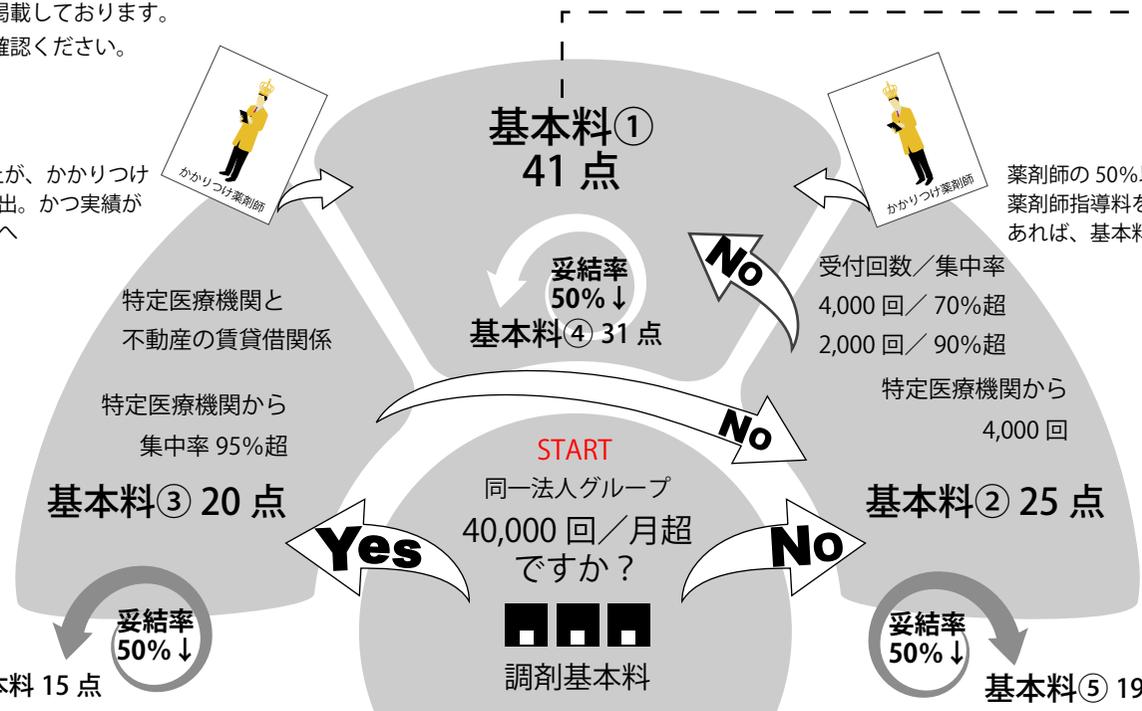
2016年調剤報酬改定ダイジェスト図

項目・解釈共にポイントのみを掲載しております。
詳細は厚生労働省の情報等でご確認ください。

基準調剤加算 32点



医薬品備蓄
24時間調剤
在宅・連携
健康相談
管理薬剤師5年勤務
など



600回/月超の薬局全て
かかりつけ薬剤師指導料
かかりつけ薬剤師包括管理料
重複投薬・相互作用等防止加算
在宅患者訪問薬剤管理指導料等
1年未算定→調剤基本料50/100に減算
(経過措置)29年4月1日から

様式変更

2016年調剤報酬改定
最強のカード「かかりつけ薬剤師」



3年以上経験
半年以上勤務
週32時間以上勤務

薬剤服用歴管理指導料
1回目 50点
2回目 38点 ↓
(6ヶ月以内の再来)

NEW
特養へ訪問して行う薬学管理を評価 38点

外来服薬支援料 185点

在宅患者訪問薬剤管理指導料
1日当たり5回の算定制限を1週間当たり40回に見直す
同一世帯で複数の場合、1人目について650点

後発医薬品調剤体制加算
55%→65%
65%→75%

- 内服調剤料 15日以上
- 一包化加算
- 特定薬剤管理指導加算 10点
- 乳幼児服薬指導加算 10点

全て一般名処方
分割調剤
残薬確認

重複投薬・相互作用等防止加算 30点
疑義照会→
○処方変更の場合
×処方変更なし
×薬剤の追加・日数変更
○残薬の確認で処方変更

NEW
かかりつけ薬剤師指導料・・・70点
かかりつけ薬剤師包括管理料・・・270点